

精神疾患

<精神疾患 保育の必要性の程度>

- 1 患者の状態改善のため、児童の保護者が育児することは困難な状態である
(緊急性が高い)
- 2 患者の症状改善のため、児童の保護者は週 5 日以上育児を休むことが望ましい
- 3 患者の症状改善のため、児童の保護者は週 3 日程度育児を休むことが望ましい
- 4 患者の症状改善のため、児童の保護者は週 1 日程度育児を休むことが望ましい
- 5 加療が必要だが、児童の保護者は 保育を行っても問題ない

<精神疾患 公共機関等の相談歴>

- 1 児童相談所 (昭和・平成・令和 年 月頃から)
- 2 保健所 (昭和・平成・令和 年 月頃から)
- 3 保健センター (昭和・平成・令和 年 月頃から)
- 4 そのほか (施設名)
(昭和・平成・令和 年 月頃から)

上記のとおり診断します。

年 月 日

医療機関 所在地 _____

名 称 _____

電話番号 _____

診療担当課名 _____

医師氏名 _____

【自署】